

議案第129号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第129号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に<u>16,000円</u>を加算する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に<u>12,000円</u>を加算する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第130号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例
宝塚市立口腔保健センター条例（平成7年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条及び第3条を次のように改める。

（施設及び位置）

第2条 口腔保健センターに次に掲げる施設を置く。

- （1） 口腔保健相談センター
- （2） 宝塚市立歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）

2 前項各号に掲げる施設の位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
口腔保健相談センター	宝塚市小浜2丁目1番30号
歯科診療所	宝塚市小浜4丁目4番1号

（業務）

第3条 口腔保健相談センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 歯科検診及び歯科相談に関する業務
- （2） 歯科保健の啓発に関する業務
- （3） 在宅の寝たきり高齢者の歯科診療の調整及び歯科保健の指導に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

2 歯科診療所は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 休日の歯科応急診療に関する業務
- （2） 障害者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

第4条を削る。

第5条中「歯科応急診療所」を「歯科診療所」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「歯科応急診療所」を「歯科診療所」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第130号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立口腔保健センター条例(平成7年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(位置)</p> <p>第2条 <u>口腔保健センターの位置は、宝塚市小浜2丁目1番30号とする。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>口腔保健センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>歯科検診及び歯科相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>歯科保健の啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>休日の歯科応急診療に関すること。</u></p> <p>(4) <u>在宅の寝たきり高齢者の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>障害者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要があると認める業務</u></p> <p>(歯科応急診療所)</p> <p>第4条 <u>前条第3号、第4号及び第5号に掲げる業務を行うため、口腔保健センターに宝塚市立歯科応急診療所(以下「歯科応急診療所」という。)を置く。</u></p> <p>(診療科目)</p> <p>第5条 <u>歯科応急診療所の診療科目は、歯科とする。</u></p> <p>(使用料及び手数料)</p>	<p>(施設及び位置)</p> <p>第2条 <u>口腔保健センターに次に掲げる施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>口腔保健相談センター</u></p> <p>(2) <u>宝塚市立歯科診療所(以下「歯科診療所」という。)</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる施設の位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>【別記 参照】</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>口腔保健相談センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>歯科検診及び歯科相談に関する業務</u></p> <p>(2) <u>歯科保健の啓発に関する業務</u></p> <p>(3) <u>在宅の寝たきり高齢者の歯科診療の調整及び歯科保健の指導に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務</u></p> <p>2 <u>歯科診療所は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>休日の歯科応急診療に関する業務</u></p> <p>(2) <u>障害者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務</u></p> <p>(診療科目)</p> <p>第4条 <u>歯科診療所の診療科目は、歯科とする。</u></p> <p>(使用料及び手数料)</p>

第6条 歯科応急診療所において、歯科診療、
歯科応急診療及び歯科保健の指導を受ける
者の使用料は、診療報酬の算定方法(平成20
年厚生労働省告示第59号)により算定した
額とする。ただし、これにより算定しがたい
ものについては、別に市長が定める。

2 歯科応急診療所において、文書等の交付を
受けようとする者は、次に掲げる手数料を
納付しなければならない。

表 (略)

(使用料又は手数料の徴収)

第7条 (略)

(使用料又は手数料の減免)

第8条 (略)

(使用者等の義務)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

第5条 歯科診療所において、歯科診療、
歯科応急診療及び歯科保健の指導を受ける
者の使用料は、診療報酬の算定方法(平成20
年厚生労働省告示第59号)により算定した
額とする。ただし、これにより算定しがたい
ものについては、別に市長が定める。

2 歯科診療所において、文書等の交付を
受けようとする者は、次に掲げる手数料を
納付しなければならない。

表 (略)

(使用料又は手数料の徴収)

第6条 (略)

(使用料又は手数料の減免)

第7条 (略)

(使用者等の義務)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

【別記】

施設の名称	位置
口腔保健相談センター	宝塚市小浜2丁目1番30号
歯科診療所	宝塚市小浜4丁目4番1号

議案第131号

宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例

宝塚市立宝塚自然の家条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の心身」を「市民の心身」に、「市民の生涯学習」を「生涯学習」に改める。

第4条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第6条中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時から午後4時まで」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

（1）月曜日、火曜日及び水曜日

第8条第1項中「第4条第4号」を「第4条第2号」に改める。

別表屋内活動場の項及び多目的室の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第131号

宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立宝塚自然の家条例(平成19年条例第23号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 豊かな自然環境の中で、野外活動、自然体験、自然環境学習等を通じて<u>青少年の心身の健全な育成</u>を図るとともに、<u>市民の生涯学習に係る機会の提供</u>に資するため、宝塚市立宝塚自然の家(以下「宝塚自然の家」という。)を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 宝塚自然の家に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 野外炊事施設</p> <p>(2) <u>屋内活動場</u></p> <p>(3) <u>多目的室</u></p> <p>(4) 天文台</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 宝塚自然の家の開所時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 宝塚自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、休所日を変更し、若しくは臨時に休所日进行、又は休所日に開所することができる。</p> <p>(1) <u>水曜日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用許可)</p> <p>第8条 施設(第4条第4号に規定する施設を除く。以下次条及び第15条において同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第10条、第21条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 豊かな自然環境の中で、野外活動、自然体験、自然環境学習等を通じて<u>市民の心身の健全な育成</u>を図るとともに、<u>生涯学習に係る機会の提供</u>に資するため、宝塚市立宝塚自然の家(以下「宝塚自然の家」という。)を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 宝塚自然の家に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 野外炊事施設</p> <p>(2) 天文台</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 宝塚自然の家の開所時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 宝塚自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、休所日を変更し、若しくは臨時に休所日进行、又は休所日に開所することができる。</p> <p>(1) <u>月曜日、火曜日及び水曜日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用許可)</p> <p>第8条 施設(第4条第2号に規定する施設を除く。以下次条及び第15条において同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第10条、第21条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

施設	単位	利用料金
野外炊事施設	1日1基につき	300円
屋内活動場	1日1室につき	2,100円
多目的室	1日1室につき	700円

(改正案)

施設	単位	利用料金
野外炊事施設	1日1基につき	300円

議案第132号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の部を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請	建築物を新築する場合	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円

に対する 審査	と認められ た住宅に係 る計画であ る場合	の	
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円
		対象建築物の床面積	485,000円

	積の合計が3万平方メートルを超えるもの	
建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	24,000円
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000円
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	70,000円
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	135,000円
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	199,000円

		の	
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	289,000円
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	489,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	607,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	727,000円
その他の場合	建築物を新築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円

対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円
対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,260,000円
対象建築物の床面積	3,216,000円

	積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	
	対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,961,000円
建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	82,000円
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	189,000円
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	304,000円
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	616,000円

			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1,080,000円
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,836,000円
			対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	3,390,000円
			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,824,000円
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,941,000円

別表第2(2)の部及び(3)の部中「を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同表に次のように加える。

(5) 認定長期優良	長期優良住宅法第18条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に	160,000円
------------	--------------------------------------------------	----------

良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	関する特例の許可の申請に対する審査	
-----------------------------------	-------------------	--

別表第2中備考1を削り、備考2を備考1とし、同表備考3中「当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を」を削り、同備考を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とし、同備考の表を次のように改める。

建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,031,000円

	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1,934,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	2,811,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,477,000円
建築物を増築し、 又は改築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	57,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	147,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	234,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	480,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	880,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,546,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,901,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計	4,216,000円

	が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5, 215, 000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下この項において「整備法」という。）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「改正前長期優良住宅法」という。）第5条第3項の規定による認定の申請に基づき改正前長期優良住宅法第6条第1項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画（整備法附則第2条第3項第1号に規定する特定区分所有住宅分譲事業者が作成したものに限る。）に関して、この条例の施行の日前に改正前長期優良住宅法第9条第1項の規定による改正前長期優良住宅法第8条第1項の変更の認定を申請している場合における当該長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る手数料の徴収については、改正後の別表第2(3)の部の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第132号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第2(第2条関係) 【別記1 参照】 備考</p> <p>1 <u>金額の欄に定める額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を<u>当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。</u></p> <p>4 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。 【別記2 参照】</p>	<p>別表第2(第2条関係) 【別記1 参照】 備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を_____ _____加算した額とする。</p> <p>3 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。 【別記2 参照】</p>

【別記1】

(現行)

名称	事務の区分			金額	
<p>(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「評価機関」という。)により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画(以下この表において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合</p>	<p>建築物を新築する場合</p>	<p>住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>	<p>16,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>
				<p>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>28,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>
				<p>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>47,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>
				<p>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p>	<p>90,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>
				<p>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>133,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>
				<p>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>	<p>193,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>
				<p>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</p>	<p>326,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p>

	<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	405,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
建築物を増築し、又は改築する場合	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	24,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	42,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	70,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	135,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	199,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	289,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額

		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	489,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	607,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	727,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
評価機関により住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。)に適合すると認められた住宅に係る計画(以下この表において「住宅性能評価適合計画」という。)である場合	建築物を新築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	20,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	35,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メー	102,000円を長期優良住宅建築等計画に係

	<u>トルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>201,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>331,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>498,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>900,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>1,212,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>1,485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>建築物を増築し、又は改築する場合</u>	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる</u>	<u>30,000円</u>

				ものを含む。)に限 る。)	
				対象建築物の床面積 の合計が200平方メー トルを超えるもの(一 戸建ての住宅(事務 所、店舗その他これら に類する用途を兼ね るものを含む。)に限 る。)	52,000円
				対象建築物の床面積 の合計が500平方メー トル以内のもの	94,000円を長期優良 住宅建築等計画に係 る住宅の数で除して 得た額
				対象建築物の床面積 の合計が500平方メー トルを超え1,000平方 メートル以内のもの	153,000円を長期優良 住宅建築等計画に係 る住宅の数で除して 得た額
				対象建築物の床面積 の合計が1,000平方メ ートルを超え3,000平 方メートル以内のも の	301,000円を長期優良 住宅建築等計画に係 る住宅の数で除して 得た額
				対象建築物の床面積 の合計が3,000平方メ ートルを超え5,000平 方メートル以内のも の	496,000円を長期優良 住宅建築等計画に係 る住宅の数で除して 得た額
				対象建築物の床面積 の合計が5,000平方メ ートルを超え1万平方 メートル以内のもの	747,000円を長期優良 住宅建築等計画に係 る住宅の数で除して 得た額
				対象建築物の床面積 の合計が1万平方メー	1,350,000円を長期優 良住宅建築等計画に

		<u>トルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>1,818,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>2,227,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>長期優良住宅建築等計画である場合(長期使用構造等適合計画又は住宅性能評価適合計画である場合を除く。)</u>	<u>建築物を新築する場合</u>	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>55,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>126,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>203,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>411,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>720,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メ</u>	<u>1,224,000円を長期優良住宅建築等計画に</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メ</u>	<u>1,224,000円を長期優良住宅建築等計画に</u>

	<u>一トルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>2,260,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>3,216,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>3,961,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
建築物を増築し、又は改築する場合	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>82,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>189,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>304,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>616,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,080,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

			<u>方メートル以内のもの</u>	<u>て得た額</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>1,836,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>3,390,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>4,824,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>5,941,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の	55,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変</u>

	合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	135,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	221,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	265,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	310,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル	25,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で</u>

ルを超え500平方メートル以内のもの	<u>除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	82,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	129,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	202,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	331,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	397,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の	465,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変</u>

		合計が3万平方メートルを超えるもの	<u>更に係る住宅の数で除して得た額</u>
(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
--	--------------------------------------	---------------------------------------

(改正案)

名称	事務の区分			金額	
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画である場合	建築物を新築する場合	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円

		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円
建築物を増築し、又は改築する場合		対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	24,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	70,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	135,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	199,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メ	289,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メ	

		<u>メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	
		<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>489,000円</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>607,000円</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>727,000円</u>
<u>その他の場合</u>	<u>建築物を新築する場合</u>	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>55,000円</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>126,000円</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>203,000円</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>411,000円</u>
		<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>720,000円</u>
		<u>の</u>	

	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円
	対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,260,000円
	対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	3,216,000円
	対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,961,000円
建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	82,000円
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	189,000円
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	304,000円
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	616,000円
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平	1,080,000円

			方メートル以内のもの	
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,836,000円
			対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	3,390,000円
			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,824,000円
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,941,000円
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円 _____
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円 _____
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円 _____
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メー	55,000円 _____

		トルを超え3,000平方メートル以内のもの	_____
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	135,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	221,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	265,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	310,000円 _____ _____ _____
	建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メー	25,000円 _____ _____ _____

トル以内のもの	
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が500平方メー トルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	45,000円 _____ _____ _____
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え3,000平方 メートル以内のもの	82,000円 _____ _____ _____
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が3,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のもの	129,000円 _____ _____ _____
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え1万平方メ ートル以内のもの	202,000円 _____ _____ _____
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が1万平方メー トルを超え2万平方メー ートル以内のもの	331,000円 _____ _____ _____
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が2万平方メー トルを超え3万平方メー ートル以内のもの	397,000円 _____ _____ _____
対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が3万平方メー	465,000円 _____ _____ _____

		ルを超えるもの	
(3) 譲 受人を 決定し た場合 におけ る長期 優良住 宅建築 等計画 変更認 定申請 手数料	長期優良住 宅法第9条 第1項の規 定に基づく	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が200平方メートル以内のもの	16,000円 _____ _____ _____
	譲受人を決 定した場合 における長 期優良住宅 建築等計画	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が200平方メートルを超え500平方メートル 以内のもの	28,000円 _____ _____ _____
	変更認 定の申請に 対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が500平方メートルを超え1,000平方メート ル以内のもの	47,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が1,000平方メートルを超え3,000平方メー トル以内のもの	90,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が3,000平方メートルを超え5,000平方メー トル以内のもの	133,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が5,000平方メートルを超え1万平方メート ル以内のもの	193,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が1万平方メートルを超え2万平方メートル 以内のもの	326,000円 _____ _____ _____
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合 計が2万平方メートルを超え3万平方メートル 以内のもの	405,000円 _____ _____ _____
	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合	485,000円 _____	

	計が3万平方メートルを超えるもの	
~~~~~		
(5) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例申請手数料	長期優良住宅法第18条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>160,000円</u>

【別記2】

(現行)

		区分	金額
住宅性能評価適合計画である場合	建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	3,400円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	6,700円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	305,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	574,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	807,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床	1,000,000円を長期優良住宅建築

	<u>面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>建築物を増築し、又は改築する場合</u>	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)</u>	5,100円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)</u>	10,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u>	52,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	82,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	166,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	297,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	457,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	861,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	1,210,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床</u>	1,500,000円を長期優良住宅建築

		<u>面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
住宅性能評価適合計画以外の長期優良住宅建築等計画である場合	建築物を新築する場合	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	38,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	98,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	156,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	320,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	587,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	1,031,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	1,934,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	2,811,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	3,477,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		建築物を増築し、又は改築する場合	
<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超</u>	147,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除		

	<u>え500平方メートル以内のもの</u>	して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	234,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	480,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	880,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	1,546,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	2,901,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	4,216,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	5,215,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

(改正案)

	区分	金額
<u>建築物を新築する場合</u>	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	38,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	98,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	156,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床</u>	320,000円

	<u>面積の合計が1,000平方メートルを 超え3,000平方メートル以内のもの</u>	
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が3,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内のもの</u>	587,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が5,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内のもの</u>	1,031,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が1万平方メートルを超 え2万平方メートル以内のもの</u>	1,934,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が2万平方メートルを超 え3万平方メートル以内のもの</u>	2,811,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が3万平方メートルを超 えるもの</u>	3,477,000円
<u>建築物を増築し、又は改 築する場合</u>	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が200平方メートル以内 のもの</u>	57,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの</u>	147,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が500平方メートルを超 え1,000平方メートル以内のもの</u>	234,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が1,000平方メートルを 超え3,000平方メートル以内のもの</u>	480,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が3,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内のもの</u>	880,000円
	<u>対象建築物の変更に係る部分の床 面積の合計が5,000平方メートルを</u>	1,546,000円

<u>超え1万平方メートル以内のもの</u>	
<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	2,901,000円
<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	4,216,000円
<u>対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	5,215,000円

議案第133号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の変更について  
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））、令和3年3月19日  
議案第42号で議決、令和3年7月12日議案第72号で変更議決）の一部を次のとおり  
変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その2）  
2 契約の方法 一般競争入札  
3 契約の金額 ￥430,892,000.-  
4 契約の相手方 尼崎市南武庫之荘3丁目3番8号  
金山建設工業株式会社  
代表取締役 金山幸司  
5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内  
6 工事概要 道路土工 一式  
法面工 140㎡  
場所打擁壁工 72m（U型擁壁）  
（W=10.1~10.3m、H=4.8~10.1m）  
構造物撤去工 一式  
仮設工 一式」

中

「3 契約の金額 ￥430,892,000.-」

を

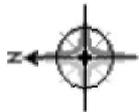
「3 契約の金額 ￥442,477,200.-」

に変更する。

議案第133号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の変更について

- |   |          |                        |                  |
|---|----------|------------------------|------------------|
| 1 | 変更前の工事期間 | 着工                     | 令和3年(2021年)3月19日 |
|   |          | 完工予定                   | 令和4年(2022年)3月31日 |
| 2 | 変更後の工事期間 | 着工                     | 令和3年(2021年)3月19日 |
|   |          | 完工予定                   | 令和4年(2022年)9月30日 |
| 3 | その他      | 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付） |                  |



至 逆瀬川駅



工事箇所

(都) 荒地西山線 (小林工区) L=633m

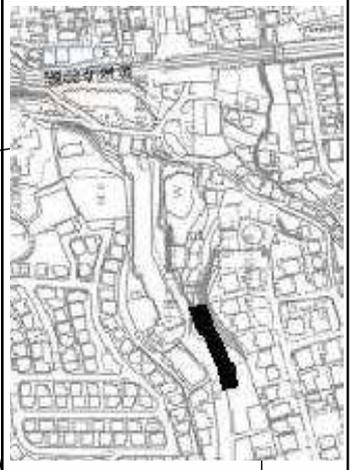
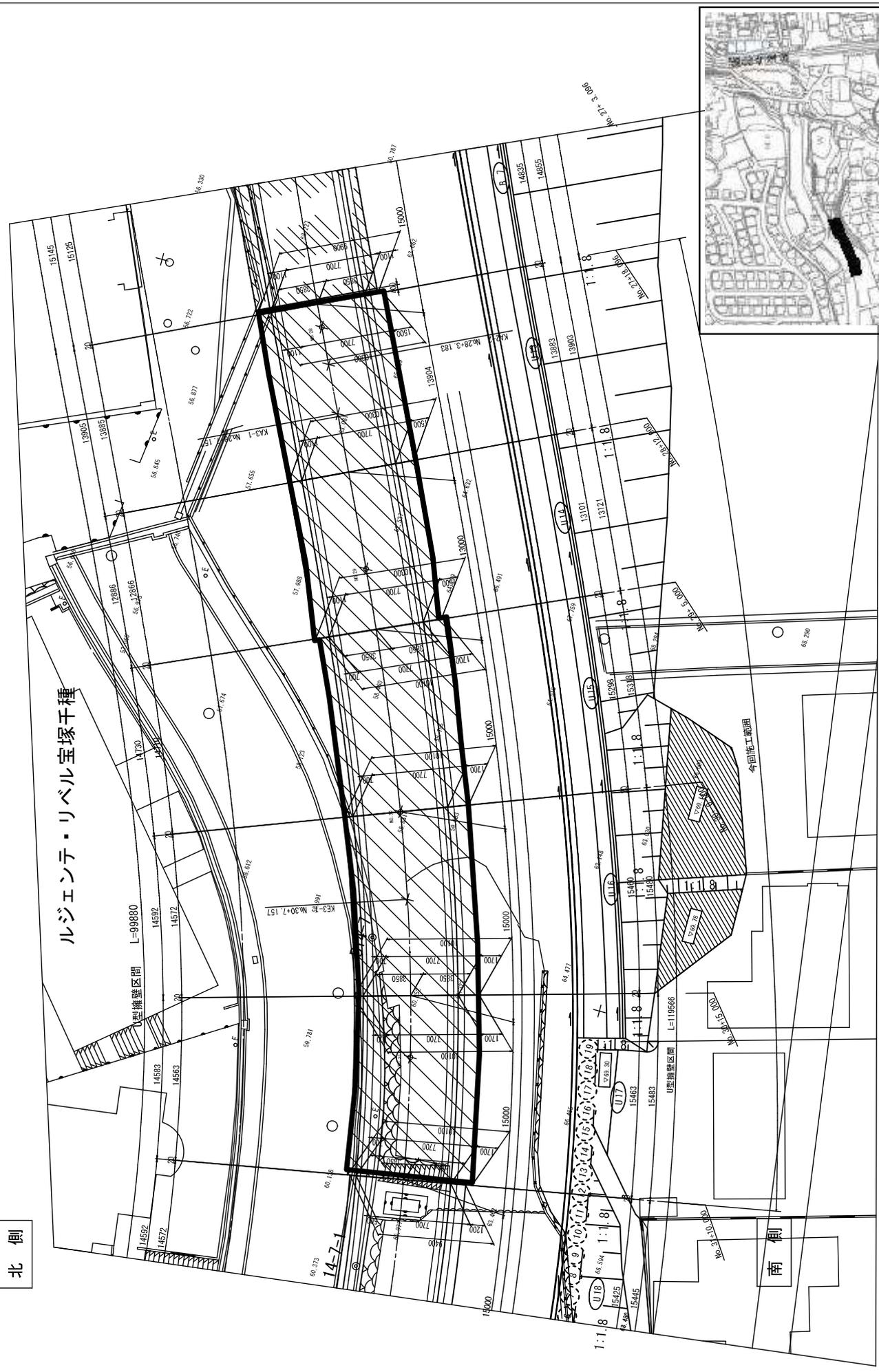
至 小林駅

70m

付近見取図 S=1:5,000

北側

ルジェンテ・リベル宝塚千種



南側

今回施工範囲

♀

♂

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

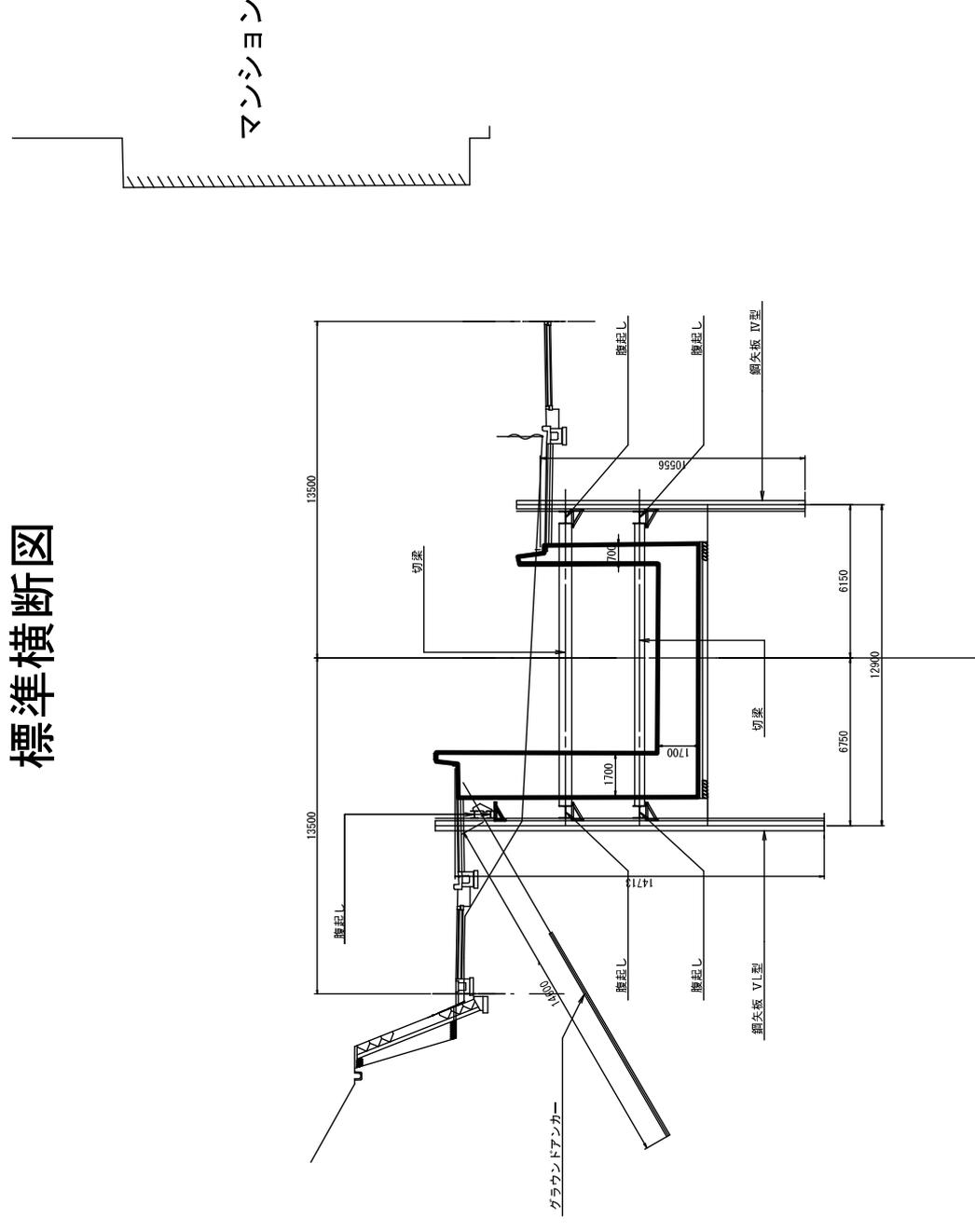
○

○

○

○

# 標準横断面図



議案第134号

公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- |              |                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称    | 宝塚市立宝塚自然の家                                         |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市大原野字波坂1番地の64<br>一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ<br>代表理事 龍見奈津子 |
| 3 指定の期間      | 令和4年（2022年）4月1日から<br>令和7年（2025年）3月31日まで            |

議案第135号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- |              |                                              |
|--------------|----------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称    | 宝塚市立長谷牡丹園                                    |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市大原野字丁裏11番地<br>特定非営利活動法人 西谷仕事人<br>理事長 龍見昭廣 |
| 3 指定の期間      | 令和4年（2022年）4月1日から<br>令和9年（2027年）3月31日まで      |

議案第134号及び第135号

公の施設の指定管理者の指定について  
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第136号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4556	4556号線	起点	山本南1丁目96番1		m	m
		終点	山本南1丁目96番9		47.20	最大 4.50 最小 4.30

議案第137号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4557	4557号線	起点	川面3丁目286番3		m	m
		終点	川面3丁目286番10		80.00	最大 6.00 最小 5.30

議案第136号及び第137号

市道路線の認定について  
道路法(抜粋)

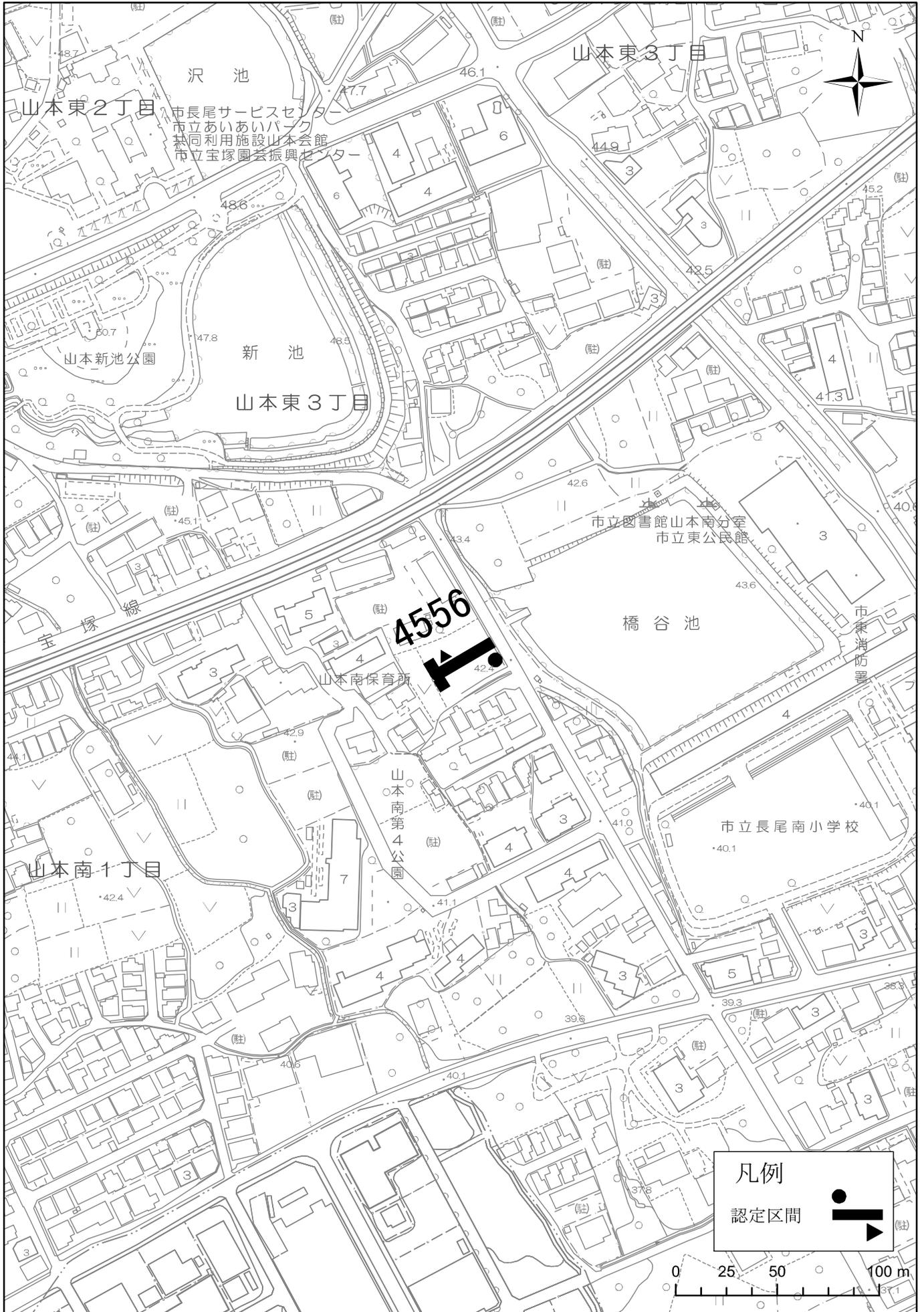
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

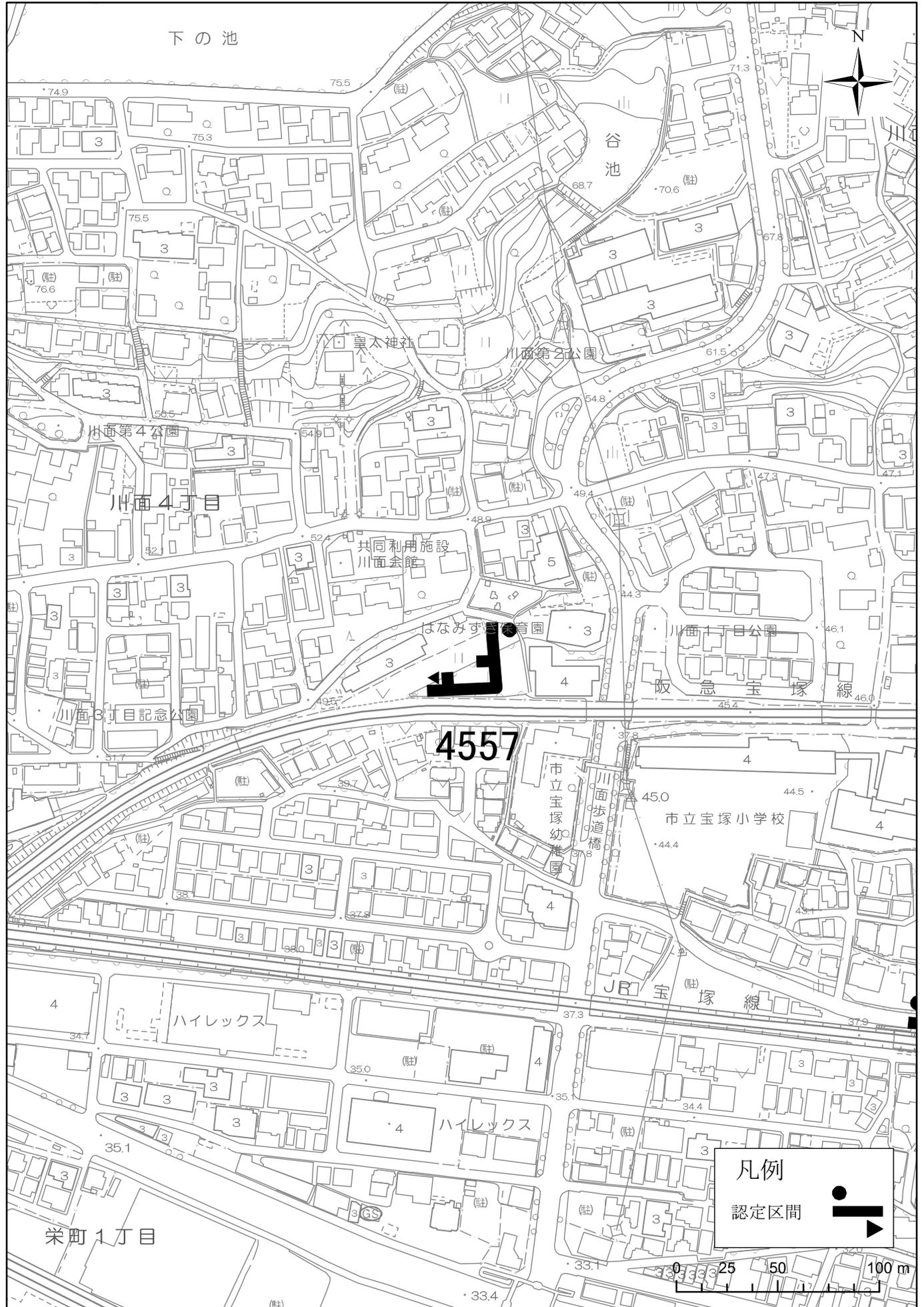
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

議案第136号  
市道路線の認定について  
認定路線図



議案第137号  
市道路線の認定について  
認定路線図



諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和4年3月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所



氏名 福住恭子

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]  
氏名 福住 恭子  
生年月日 [REDACTED]  
学歴 [REDACTED]  
職歴  
平成23年 9月 特定非営利活動法人かなで勤務  
現在に至る。  
平成25年12月 民生委員・児童委員・主任児童委員  
現在に至る。  
平成26年 4月 宝塚市人権審議会委員  
平成28年 4月 関西歌劇団理事  
現在に至る。  
平成29年 9月 株式会社ロザリオコレクション取締役  
現在に至る。  
平成31年 4月 人権擁護委員  
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。



諮問第6号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 田 中 茂 規

生年月日 [REDACTED]

学 歴 [REDACTED]

職 歴	昭和45年 4月	日本電信電話公社（現西日本電信電話株式会社）勤務
	平成 4年 4月	宝塚市体育指導委員（現宝塚市スポーツ推進委員）
	平成18年 7月	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト関西支店勤務
	平成20年 4月	宝塚市体育指導委員（現宝塚市スポーツ推進委員） 現在に至る。
	平成30年 4月	中山台コミュニティ運営委員会委員 現在に至る。
	平成30年 7月	中山台コミュニティまちづくり計画見直し委員会委員 現在に至る。
	令和元年 7月	人権擁護委員 現在に至る。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第7号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和4年3月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年（2021年）11月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所



氏名 古村福子

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第7号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 古 村 福 子

生年月日 [REDACTED]

学 歴 [REDACTED]

[REDACTED]

職 歴	昭和41年10月	宝塚市役所 入庁
	平成17年 4月	宝塚市役所 再任用
	平成22年 4月	良元コミュニティ理事
	平成22年 7月	宝塚市公民館運営審議会委員
	平成25年 9月	協働のまちづくり促進委員会委員
	平成26年 4月	小林自治会副会長
	平成26年 5月	良元コミュニティ防災防犯部長
	平成27年 4月	行政相談委員
		現在に至る。
	平成28年 5月	宝塚市建築審査会委員
		現在に至る。
	平成29年 4月	小林自治会会長
	平成29年 5月	良元コミュニティ副会長
		現在に至る。
	平成31年 4月	小林自治会副会長
		現在に至る。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。



諮問第8号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 中 井 二

生年月日 [REDACTED]

学 歴 [REDACTED]

職 歴 昭和48年 4月 尼崎市役所 入庁  
平成24年 4月 玉瀬土地改良区理事  
現在に至る。  
平成30年 4月 玉瀬自治会長  
現在に至る。  
平成31年 4月 西谷自治会連合会 会長  
現在に至る。  
平成31年 4月 宝塚市人権・同和教育協議会  
社会教育部第7地区自治会連合会 理事  
現在に至る。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。